本号で公布された法令のあらまし

◇**裁判所職員定員法の一部を改正する法律**（法律第一八号）（法務省）

1　判事の員数を三二人増加することとした。（第一条関係）

2　裁判官以外の裁判所の職員の員数を三六人減少することとした。（第二条関係）

3　この法律は、平成二六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年四月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十八号

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、八八九人」を「一、九二一人」に改める。

第二条中「二万二千二十六人」を「二万千九百九十人」に改める。

附　則

この法律は、平成二十六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　谷垣　禎一

内閣総理大臣　安倍　晋三

告示

○国家公安委員会告示第十七号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第二項の規定により、平成二十六年三月二十七日付けで次の法人を指定したので、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十七号）第三条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月四日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　名称　一般財団法人全国盲導犬協会

二　住所　茨城県ひたちなか市東石川三千四百四十四番地七

三　事務所の所在地　茨城県ひたちなか市東石川三千四百四十四番地七

○外務省告示第百十一号

平成二十六年二月二十日にネーピードーで、ヤンゴン市内総合病院医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ヤンゴン市内総合病院医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億七千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十六年四月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十二号

平成二十六年二月二十日にネーピードーで、ラカイン州道路建設機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ラカイン州道路建設機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七億三千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年八月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十六年四月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十三号

平成二十六年三月十七日にリロングウェで、第三次中等学校改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第三次中等学校改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十七億五千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　西岡周一郎在マラウイ大使

マラウイ側　マクスウェル・ムクウェザランバ財務大臣

平成二十六年四月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十四号

平成二十六年三月十七日にリロングウェで、テザニ水力発電所増設計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　テザニ水力発電所増設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　西岡周一郎在マラウイ大使

マラウイ側　マクスウェル・ムクウェザランバ財務大臣

平成二十六年四月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十五号

平成二十六年三月二十日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　猪俣弘司在パキスタン大使

パキスタン側　ナルギス・セティ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官

平成二十六年四月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十六号

平成二十六年三月十八日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十六年四月四日

外務大臣　岸田　文雄